

別表2 フロン類回収業

書類名		備考	新規	更新	変更届出
1 登録申請書					
フロン類回収業登録申請書 フロン類回収業変更届出書	様式第三 様式第四	正本・副本はあるか			
		更新の場合、期間満了前の申請か	/		/
		更新・変更の場合、登録番号・登録年月日の記載があるか	/		
		変更の場合、変更があった日から30日以内の届出か	/	/	
		フロン類の種類と回収設備の能力が一致しているか			/
		回収能力は、RRC7002の条件(※)に基づいたものを記載しているか			/
		栃木県収入証紙4,000円分が申請書の正本に貼付されているか			/
2 添付書類					
①本人を確認できる書類					
ア 法人事業者	商業登記事項証明書	発行日は申請日前3ヶ月以内か			
		申請書・届出書の記載内容と相違がないか			
イ 個人事業者	住民票の写し	本籍地の記載があるか。外国人にあっては国籍等の記載があるか。抄本・謄本など			
		発行日は申請日前3ヶ月以内か			
	未成年者の場合は法定代理人の住民票の写し	本籍地の記載があるか。外国人にあっては国籍等の記載があるか。抄本・謄本など			
		発行日は申請日前3ヶ月以内か			
法定代理人が法人の場合は商業登記事項証明書	発行日は申請日前3ヶ月以内か				
		申請書・届出書の記載内容と相違がないか			
②フロン類回収設備の所有権などを証する書類	所有権がある場合 納品書、領収書、購入契約書、販売証明書の写しなど	所有者及び回収設備のメーカー、型番、台数が申請書・届出書の記載内容と相違がないか	いずれか一つ		
	借用などの場合 借用契約書、管理要領書、共同使用協定書の写しなど	借入者等及び回収設備のメーカー、型番、台数が申請書・届出書の記載内容と相違がないか			
			○回収装置が古く、納品書等の証拠書等が残っていない。また、販売証明もとれない場合は →現況の写真（①回収装置を含む事業所全体がわかるもの、②回収装置のアップ、③回収装置裏面の仕様銘板）及び資産台帳等により登録。それも不可の場合は所有権申立書を徴取。 ○自作機の回収装置の場合 →高圧ガス保安法に定める基準を満たしている旨の誓約をとり、設計図、仕様書及び現況写真を添付してもらう。		
③フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類	仕様書、取扱説明書、カタログの写し	回収設備のメーカー、型番、冷媒番号、吸引力が申請書・届出書の記載内容と相違がないか			
④誓約書	別記様式第2号				

※フロン排出抑制法「重点回収業者等に関する運用の手引き（環境省・経済産業省）」の回収装置の能力一覧を参照のこと。

- 2以上の申請を同時に行う場合（引取業とフロン類回収業を同時に申請する場合等）には、次の書類については、原本を一方の申請書に添付すれば、他の申請書については書類の添付を省略できます。（写しの添付も不要です）
【申請者が法人の場合】商業登記事項証明書
【申請者が個人の場合】申請者の住民票の写し、法定代理人の住民票の写し又は商業登記事項証明書
- 提出先は事業所の所在地を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所です。